

令和4年8月25日提出

令和4年9月市議会定例会議案

(議案第51号から議案第71号まで)

木 更 津 市

令和４年９月市議会定例会議案目録

議 案 番 号	件 名	関 係 部 等	頁
議 案 第 ５ １ 号	令和４年度木更津市一般会計補正予算（第３号）	財 務 部	別冊
議 案 第 ５ ２ 号	令和４年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	市 民 部	別冊
議 案 第 ５ ３ 号	令和４年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	市 民 部	別冊
議 案 第 ５ ４ 号	令和４年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第１号）	福 祉 部	別冊
議 案 第 ５ ５ 号	令和４年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第２号）	経 済 部	別冊
議 案 第 ５ ６ 号	令和３年度木更津市歳入歳出決算の認定について	財 務 部	１
議 案 第 ５ ７ 号	木更津市教育委員会委員の任命について	総 務 部	２
議 案 第 ５ ８ 号	木更津市公平委員会委員の選任について	総 務 部	３
議 案 第 ５ ９ 号	木更津市保育士修学資金貸付条例の制定について	健康こども部	４
議 案 第 ６ ０ 号	附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	市 長 公 室	８
議 案 第 ６ １ 号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	９
議 案 第 ６ ２ 号	木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	１３
議 案 第 ６ ３ 号	木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 部	１６
議 案 第 ６ ４ 号	木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	１７
議 案 第 ６ ５ 号	木更津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	２０

議案第 6 6 号	財産（土地）の取得について	教 育 部	2 2
議案第 6 7 号	工事請負契約の締結について	都 市 整 備 部	2 3
議案第 6 8 号	工事請負変更契約の締結について	都 市 整 備 部	2 4
議案第 6 9 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	総 務 部	2 5
議案第 7 0 号	令和 4 年度木更津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	都 市 整 備 部	別冊
議案第 7 1 号	令和 3 年度木更津市下水道事業決算の認定について	都 市 整 備 部	2 6

議案第 56 号

令和 3 年度木更津市歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、次の令和 3 年度木更津市歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 25 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

令和 3 年度木更津市歳入歳出決算

- 1 木更津市一般会計歳入歳出決算
- 2 木更津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 木更津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4 木更津市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 5 木更津市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算

附属書類

- 1 令和 3 年度各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 2 令和 3 年度各会計実質収支に関する調書
- 3 財産に関する調書
- 4 令和 3 年度決算に係る主要施策成果説明書
- 5 令和 3 年度基金運用状況調書

提案理由

令和 3 年度木更津市歳入歳出決算の認定を受けようとするものである。

議案第 57 号

木更津市教育委員会委員の任命について

木更津市教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	豊 田 雅 之	□□□□□□□□□□

令和 4 年 8 月 25 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市教育委員会委員豊田雅之氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第 58 号

木更津市公平委員会委員の選任について

木更津市公平委員会の委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	渡 邊 秀 孝	□□□□□□□□□□

令和 4 年 8 月 25 日提出

木更津市長 渡 邊 芳 邦

提案理由

木更津市公平委員会委員白石哲也氏の任期満了に伴い、新たに渡邊秀孝氏を選任しようとするものである。

議案第 59 号

木更津市保育士修学資金貸付条例の制定について

木更津市保育士修学資金貸付条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 25 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市保育士修学資金貸付条例

(目的)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 第 1 号に規定する指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）に修学し、将来市内に所在する保育所等において保育士として勤務しようとする者に対し、予算の範囲内においてその修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、支援することにより、市内における保育士の確保を図ることを目的とする。

(貸付要件)

第 2 条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有している者（市内に住所を有していた者で、修学のため市外に住所を有しているものを含む。）で、指定保育士養成施設に在学しているもの又は市外に住所を有している者で、市内に所在する指定保育士養成施設に在学しているもの
- (2) 指定保育士養成施設を卒業した後、市内に所在する保育所その他の規則で定める施設（以下「保育所等」という。）において、規則で定める雇用形態により、保育士として勤務する意思がある者
- (3) 市外に所在する保育所等への勤務を要件とした貸付け及び他の職種になることを要件とした貸付けを受けていない者

(貸付金額)

第 3 条 修学資金の貸付金額は、月額 30,000 円以内とする。ただし、修学資金の貸付けを受ける者 1 人につき 720,000 円を限度とする。

(利息)

第 4 条 修学資金には、利息を付さない。

(貸付対象期間)

第5条 修学資金の貸付対象期間は、在学する指定保育士養成施設の正規の修学期間のうち、次条第1項の規定による申請を行った日の属する年度の4月以後の期間を対象とする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由により、正規の修学期間後においても在学することとなったときは、この限りでない。

(貸付けの申請及び決定)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより連帯保証人1名を立て、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(貸付けの決定の取消し)

第7条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 修学資金の貸付けを辞退したとき。
- (3) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。
- (5) その他市長が修学資金の貸付けを受けることが不適當と認めるとき。

2 借受人は、修学資金の貸付けを辞退するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(貸付けの停止)

第8条 市長は、借受人が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの間は、修学資金の貸付けを停止することができる。

2 借受人は、休学及び復学したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(返還)

第9条 借受人は、指定保育士養成施設を卒業したとき又は第7条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して5年を限度とした期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式により、借り受けた修学資金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、期限の利益を喪失させ、貸し付けた修学資金のうち全部又は一部を一括して返還させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、借受人は、第7条第1項第4号の規定に該当したことにより修学資金の貸付けの決定を取り消されたときは、借り受けた修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(返還の免除)

第10条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人（借受人が死亡した場合は連帯保証人）の申請により、貸し付けた修学資金（既に返還した額を除く。）の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 指定保育士養成施設を卒業した日の翌日から起算して1年以内に、市内に所在する保育所等に規則で定める雇用形態により保育士として雇用され、継続して3年間勤務したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の猶予)

第11条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人の申請により、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸し付けた修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第7条第1項第2号又は第3号の規定に該当したことにより修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき。
- (2) 前条第1号の規定による修学資金の返還の免除を受けると見込まれるとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の免除又は猶予の決定)

第12条 市長は、第10条又は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還の免除又は猶予の可否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(遅延損害金)

第13条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額に法定利率を乗じて得た額に相当する額の遅延損害金を支払わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

将来市内に所在する保育所等において保育士として勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸し付け、支援することにより、市内における保育士の確保を図るため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 6 0 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 5 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例（昭和 3 4 年木更津市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

木更津市農業振興推進委員会	木更津市農業振興計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 公募 4 関係行政機関の職員	2 0 人以内	2 年
---------------	---	-------------------	--	---------	-----

附 則

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市農業振興推進委員会を設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 6 1 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 5 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和 3 1 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 建築基準法第 8 5 条第 5 項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に改め、同表建築基準法第 8 5 条第 6 項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の項中「第 8 5 条第 6 項」を「第 8 5 条第 7 項」に改め、同表建築基準法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定による興行場等の使用の許可の申請に対する審査の項中「第 8 7 条の 3 第 5 項」を「第 8 7 条の 3 第 6 項」に改め、同表建築基準法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定による特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査の項中「第 8 7 条の 3 第 6 項」を「第 8 7 条の 3 第 7 項」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査の項の次に次のように加える。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	(1) 申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号の規定に適合していると認められたものである場合 認定申請 1 件につき ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。） 1 2, 0 0 0 円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をい
---	---------------------	---

う。以下この項において同じ。)

次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ア) 5戸以下のもの 23,000円

(イ) 5戸を超え10戸以下のもの 40,000円

(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 62,000円

(エ) 25戸を超え50戸以下のもの 108,000円

(オ) 50戸を超え100戸以下のもの 176,000円

(カ) 100戸を超え200戸以下のもの 295,000円

(キ) 200戸を超え300戸以下のもの 367,000円

(ク) 300戸を超えるもの 403,000円

(2) (1)以外の場合 認定申請1件につき

ア 一戸建ての住宅 62,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを

		切り捨てた額)
		(ア) 5戸以下のもの 152,000円
		(イ) 5戸を超え10戸以下のもの 244,000円
		(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 483,000円
		(エ) 25戸を超え50戸以下のもの 879,000円
		(オ) 50戸を超え100戸以下のもの 1,531,000円
		(カ) 100戸を超え200戸以下のもの 2,835,000円
		(キ) 200戸を超え300戸以下のもの 4,060,000円
		(ク) 300戸を超えるもの 4,970,000円

別表第3長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査の項の次に次のように加える。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
---	-----------------------	---

附 則

この条例は、令和４年１０月１日から施行する。ただし、別表第３建築基準法第８５条第５項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項、同表建築基準法第８５条第６項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の項、同表建築基準法第８７条の３第５項の規定による興行場等の使用の許可の申請に対する審査の項及び同表建築基準法第８７条の３第６項の規定による特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査の項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第４４号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 6 2 号

木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 5 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 3 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 3 号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1 歳から 1 歳 6 箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、

任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日

第2条の3第3号中イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の木更津市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 63 号

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 4 年 8 月 25 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 30 年木更津市条例第 2 号）
の一部を次のように改正する。

別表会議室 4 の項を削り、和室 2 の項の次に次のように加える。

コワーキングスペース（1 人 1 席利用）	1 時間当たり	50 円
-----------------------	---------	------

別表の備考の 4 中「場合」の次に「（コワーキングスペース（1 人 1 席利用）を利用する場合
を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行す
る。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の規定
による利用料金の決定の手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことが
できる。

提案理由

木更津市金田地域交流センターにコワーキングスペースを設置するため、関係条文の整備をし
ようとするものである。

議案第 6 4 号

木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 5 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 5 4 年木更津市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表木更津市営江川総合運動場（野球場及び陸上競技場）の項中「木更津市営江川総合運動場（野球場及び陸上競技場）」を「木更津市営江川総合運動場（第 1 野球場、第 2 野球場、陸上競技場及び管理棟会議室）」に改め、同表木更津市営江川総合運動場（庭球場）の項中「木更津市営江川総合運動場（庭球場）」を「木更津市営江川総合運動場（庭球場及びサッカー場）」に改め、「午後 5 時まで」の次に「。ただし、使用に支障がないと認めて許可したときは、午前 6 時から、又は午後 7 時 3 0 分まで開場することができる。」を加える。

第 1 5 条中「別表第 4」を「別表第 5」に改める。

別表第 1 庭球場（1 コートにつき）の項中「庭球場（1 コートにつき）」を「貝渕庭球場（1 コートにつき）」に改める。

別表第 2 野球場の項中「野球場」を「市営野球場」に改め、同表市営野球場ミーティングルームの項中「2 時間」を「2 時間の」に改める。

別表第 3 に次のように加える。

サッカー場	アマチュアスポーツに使用する場合	2, 6 3 0 円
	その他の場合	1 0, 5 2 0 円

別表第 3 の備考の 3 の次に次のように加える。

- 4 使用者が、アマチュアスポーツに使用する場合において、サッカー場の半面以下を使用するときの使用料は、本表に規定する使用料の 5 割に相当する額とする。

別表第 4 電光式得点表示盤の項中「電光式得点表示盤」を「電光式得点表示盤（体育館）」に改め、同表放送設備（陸上競技場）の項中「放送設備（陸上競技場）」を「放送設備（江川総合運動場）」に改め、同表に次のように加える。

電光掲示板（江川総合運動場 第1野球場）	一式	1, 150円
-------------------------	----	---------

別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の別表を加える。

別表第4（第15条）

使用時間		午前	午後	全日	全日以外の使用 （2時間30分 以内）
使用区分		午前8時30分 から午前12時 まで	午後1時から午 後5時まで	午前8時30分 から午後5時ま で	午前8時30分 以前及び午後5 時以降
江川総合運動場 第1野球場	学生野球チー ム	1, 660円	2, 470円	4, 130円	460円
	一般野球チー ム	2, 470円	3, 320円	5, 790円	810円
	職業野球チー ム	4, 980円	6, 640円	11, 620円	1, 660円
江川総合運動場 第2野球場	学生野球チー ム	1, 350円	2, 010円	3, 360円	380円
	一般野球チー ム	2, 010円	2, 700円	4, 710円	660円
	職業野球チー ム	4, 050円	5, 400円	9, 450円	1, 350円
江川総合運動場管理棟会議室		2時間の使用につき		380円	
江川総合運動場庭球場（1コ ート）		2時間の使用につき		500円	

備考

- 1 本市の住民でない者（本市に勤務先を有する者及び職業野球チームを除く。）が本表の体育施設を使用するときの使用料は、本表に規定する使用料（以下この表において「規定使用料」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。

- 2 江川総合運動場管理棟会議室及び江川総合運動場庭球場（1コート）の使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰り上げ1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。）につき、規定使用料の5割に相当する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条の表木更津市営江川総合運動場（庭球場）の項の改正規定（「木更津市営江川総合運動場（庭球場）」を「木更津市営江川総合運動場（庭球場及びサッカー場）」に改める部分に限る。）、別表第3に次のように加える改正規定及び同表の備考の3の次に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

木更津市営江川総合運動場に第1野球場、管理棟会議室及びサッカー場を設置する等のため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 6 5 号

木更津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 5 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 4 年木更津市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
木更津市わかば子育て支援センター	木更津市大和三丁目 2 番 4 号
木更津市請西子育て支援センター	木更津市請西東七丁目 2 番地 1

第 4 条第 1 号中「日曜日」の次に「（木更津市請西子育て支援センター（以下「請西支援センター」という。）に限る。）」を加え、同条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 土曜日（木更津市わかば子育て支援センター（以下「わかば支援センター」という。）に限る。）

第 5 条第 1 項を次のように改める。

支援センターの開館時間は、次の各号に掲げる支援センターの区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) わかば支援センター 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- (2) 請西支援センター 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（土曜日にあつては午前 8 時 3 0 分から正午まで）

第 5 条第 2 項中「指定管理者（）」を「第 1 項の規定にかかわらず、指定管理者（）」に、「前項の」を「第 1 項第 2 号に規定する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、前項第1号に規定する開館時間を変更することができる。

第6条中「その」を「請西支援センターの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第8条から第11条まで及び第15条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第14条（見出しを含む。）並びに第15条の見出し及び同条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第8条から第11条までの規定中「指定管理者」を「市長」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「利用料金」を「使用料」に改める。

第15条の見出し中「利用料金」を「の使用料」に改め、同条第1項中「利用料金を指定管理者」を「の使用料を市長」に改め、同条第2項中「利用料金」を「の使用料」に改め、「の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるもの」を削り、同項の表乳幼児の区分の項中「利用料」を「使用料」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

第15条第3項中「利用料金」を「の利用料金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第6条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、前項の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が一時預かりの利用料金を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

木更津市わかば子育て支援センターを設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第66号

財産（土地）の取得について

市は、次の土地を取得する。

令和4年8月25日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 土地の表示

所 在 木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業施行区域内
仮換地100街区2画地

地 積 9, 178平方メートル

2 取得目的 木更津市立金田小学校用地

3 取得金額 201, 304, 134円

4 取得の相手方 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 熊谷 俊人

提案理由

金田地区における児童の増加に伴う教育環境の整備のため、木更津市立金田小学校用地として土地を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第67号

工事請負契約の締結について

市は、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年8月25日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- | | | | |
|---|-----------|---|----|
| 1 | 工 事 名 | 江川総合運動場拡張整備（サッカー場）施設整備工事 | |
| 2 | 工 事 場 所 | 木更津市久津間字見通1400番地ほか | |
| 3 | 工 事 概 要 | 公園土工 | 一式 |
| | | 植栽工 | 一式 |
| | | 園路広場整備工 | 一式 |
| | | 園路縁石工 | 一式 |
| | | サービス施設整備工 | 一式 |
| | | 管理施設整備工 | 一式 |
| | | グラウンド・コート舗装工 | 一式 |
| | | グラウンド・コート柵工 | 一式 |
| | | 仮設工 | 一式 |
| 4 | 契 約 金 額 | 192,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 5 | 契約の相手方 | 木更津市富士見三丁目1番22号
セントラル株式会社
代表取締役 元吉 和江 | |
| 6 | 契 約 の 方 法 | 制限付一般競争入札 | |

提案理由

江川総合運動場拡張整備（サッカー場）施設整備工事の工事請負契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第68号

工事請負変更契約の締結について

市は、次のとおり工事請負変更契約を締結する。

令和4年8月25日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- | | | | |
|---|---------|------------------------------------|----|
| 1 | 工 事 名 | 江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事 | |
| 2 | 工 事 場 所 | 木更津市久津間字見通1367番ほか | |
| 3 | 工 事 概 要 | 公園土工 | 一式 |
| | | スタンド施設工 | 一式 |
| | | グラウンド施設工 | 一式 |
| | | グラウンド外柵工 | 一式 |
| | | 仮設工 | 一式 |
| | | 仮撤去・復旧工 | 一式 |
| 4 | 契 約 金 額 | 変更前 385,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| | | 変更後 410,054,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 5 | 契約の相手方 | 木更津市富士見三丁目1番22号 | |
| | | セントラル株式会社 | |
| | | 代表取締役 元吉 和江 | |

提案理由

令和3年12月15日に可決された江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事の工事請負契約の変更契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 69 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 25 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和 30 年千葉県告示第 496 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

別表第 2 第 3 条第 1 項第 11 号に掲げる事務の項中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 7 1 号

令和 3 年度木更津市下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 3 年度木更津市下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 2 5 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

決算書類

- 1 決算報告書
- 2 損益計算書
- 3 剰余金計算書
- 4 剰余金処分計算書
- 5 貸借対照表

提案理由

令和 3 年度木更津市下水道事業決算の認定を受けようとするものである。